

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、2015年4月1日に株式会社マクニカ及び富士エレクトロニクス株式会社の両社による共同株式移転により設立されました。当社は革新と変化の著しいエレクトロニクス・情報通信業界にあって、迅速な意思決定と施策の実行を可能とするための経営体制を整備するとともに、コーポレート・ガバナンスには情報開示が不可欠との認識から、情報開示に積極的に取組み、企業情報をタイムリーにディスクローズすることにより株主の信頼を得、株主重視の経営を行うことが重要と考えております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
神山 治貴	16,435,875	28.03
ピーピーエイチ ファイデリティ ピューリタン ファイデリティ シリーズ インタリンシツク オポチュニテイズ ファンド(常任代理人 (株)三菱東京UFJ銀行)	2,687,500	4.58
(有)ケイ・アイ・シー	2,569,500	4.38
一般財団法人神山財団	2,500,000	4.26
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	1,885,450	3.21
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	1,792,900	3.05
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント(常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)	1,631,300	2.78
神山 裕子	1,580,250	2.69
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (三井住友信託銀行再信託分・(株)三井住友銀行退職給付信託口)	709,375	1.20
マクニカ社員持株会	666,350	1.13

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

特記事項はありません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人との緊密な連携を目的に、会計監査人から監査手続きとその実施結果についての定期的な報告会や意見交換会を実施することといたします。また、必要に応じて内部統制等に係る現状や課題を協議し、監査の有効性と効率性を高めることに努めてまいります。監査役は内部監査部門が実施した内部監査結果について監査役会において概要の報告を受け、必要に応じて意見交換会を実施する等の連携を図ってまいります。また、各々が実施した監査結果の情報を共有することにより、課題の審議、検証等を通して監査の充実と効率の向上に努めてまいります。また、常勤監査役は内部監査室より内部監査報告書の写しの提出を受けることといたします。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
朝日 義明	他の会社の出身者				○	○			○						
三村 藤明	弁護士				○	○			○						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者  
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与  
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役  
 d 上場会社の親会社の監査役  
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者  
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者  
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者  
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家  
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)  
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)  
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)  
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)  
 m その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			同氏は企業経営に関する豊富な知識・経験と幅広い知見を有しているため、経営全般の監視と有効な助言を期待し、当社の社外監査役に相応しいと判断いたしました。

朝日 義明	○	ジーピーシー株式会社代表取締役社長	また、同氏は、主要株主及び主要取引先の出身者でなく、当社との間に特別の利害関係もないため、独立性が高く、一般株主と利益相反が生じることがないとの判断から、当社独立役員に選任しております。
三村 藤明	○	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士	同氏は弁護士として企業法務等豊富な知識と経験を有しており、コンプライアンスの観点から適切な監査を期待し、当社の社外監査役に相応しいと判断いたしました。また、同氏は、主要株主及び主要取引先の出身者でなく、当社との間に特別の利害関係もないため、独立性が高く、一般株主と利益相反が生じることがないとの判断から、当社独立役員に選任しております。

### 【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
その他独立役員に関する事項	

特記事項はありません。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明
--------------

当社は共同株式移転に際して、株式会社マクニカが実施していた第2回新株予約権に代わり、会社設立日に当社第1回新株予約権を発行いたしました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、子会社の取締役
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明
--------------

株式会社マクニカの第2回新株予約権の新株予約権者に対して割当てしております。

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明
--------------

当社は、取締役及び監査役の報酬は株主総会の決議によって定めるものとします。当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの当社の取締役の報酬等の総額は年額550百万円以内、監査役の報酬等の総額は年額70百万円以内とする旨を定款(附則)で定めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容
------------------------

取締役の報酬は、各取締役の職責及び業績等を考慮して決定するものとします。その決定方法は、株主総会において決議された報酬等の総額の範囲内において、取締役の個別の報酬は取締役会での協議に基づき代表取締役が決定いたします。また、監査役の個別の報酬は、監査役会で協議のうえ決定いたします。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

スケジュール調整や重要事項の連絡等については、社長室が窓口となり社外監査役のサポートを行ってまいります。また、監査役監査に必要な社内管理資料の収集等については、各関連部門がサポートしてまいります

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

監査役設置会社制度を採用している当社においては、経営の透明性の向上と経営監督機能の強化を図るため、定例取締役会を毎月開催し、取締役会において経営方針や経営戦略の策定のほか、業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等を行ってまいります。

当社の基本的な経営管理組織としては、取締役会、グループ経営会議、監査役及び監査役会であります。

#### 1. 取締役会

取締役会は、取締役会規程その他の関連規程に基づき、当社経営上の重要事項及びグループ経営上の基本的事項に関する意思決定を行うとともに、取締役の業務執行について監督を行い、原則として毎月1回開催いたします。

#### 2. グループ経営会議

当社グループにおける業務執行状況はグループ経営会議において情報収集と意思疎通を図ってまいります。グループ経営の進捗状況と懸案事項等の意見交換、情報の共有化、コンプライアンスの徹底等を推進するとともに、個別経営課題の分析並びにこれに基づく対応策を協議し、中長期及び年度経営計画の円滑な達成を図ってまいります。

#### 3. 監査役及び監査役会

当社の監査役は、3名で構成(うち2名は社外監査役)され、取締役会その他重要会議への出席、各部門長からの報告等により、取締役の業務執行状況について監査してまいります。監査役会は、法令、定款及び監査役会規程等に従い、監査役の監査方針、年間の監査計画等を決定し、監査の実施内容については、各監査役が毎月、監査役会に報告し、情報の共有化及び監査計画の進捗確認等を行ってまいります。

社外監査役につきましては、経営陣・主要株主・主要取引先から独立した立場にある、会社と利害関係がない、見識・知識が高い有識者を選任

し、客観的な意見を取り入れることにより、経営の健全化の維持・強化を図ってまいります。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社設立日時点において社外取締役を選任しておりません。経営統合の効果を早く発揮させ、安定的に新会社をスタートさせるため、当社の取締役は株式会社マクニカ及び富士エレクトロニクス株式会社の既存取締役で構成されておりますが、経営の健全化の維持・強化を目的に、遅くとも平成28年6月開催の定時株主総会までに独立社外取締役を複数名選任する予定であります。社外取締役につきましては、経営陣・主要株主・主要取引先から独立した立場にある、会社と利害関係がない、また、見識・知識が高く、客観的かつ積極的に有用な質問や意見を発信できる有識者を選任する予定です。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	定時株主総会終了後に株主懇談会の開催を予定しております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期決算発表の同日に会社説明会を開催する予定です。また、第1・第3四半期決算を含む決算発表後にアナリスト・機関投資家の要望に応じ個別ミーティングを実施する予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料、決算短信、株主総会招集通知、有価証券報告書、株主向け報告書、アナリスト向け説明会資料等を、自社ホームページに掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部をIR業務の担当としております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、子会社において認証取得しているISO14001規格に基づく環境マネジメントの運用により、環境保全に努めてまいります。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において決議した内部統制システムに関する基本方針に基づいて内部統制システムの強化・徹底を図ってまいります。  
取締役会において決議した会社法第362条及び会社法施行規則第100条の規定に基づく内部統制システム整備の基本方針は、以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 法令等の遵守が企業活動の前提であるとの認識のもと、取締役は当社並びにグループ全般の法令遵守の徹底に率先して努める。取締役は、「取締役会規程」その他の関連規則に基づき、月1回定例開催される取締役会に出席し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互にその職務執行の監視・監督にあたる。
  - (2) コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス規程」を定める。社長を委員長とするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図り、必要に応じ、各担当部署にて規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行う。
  - (3) 反社会的勢力排除のための体制整備に取り組み、グループ全役職員に反社会的勢力に対しでは毅然とした姿勢で臨み、不正、不当な要求に応じない旨を徹底する。
  - (4) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制を整備・運用し、その有効性を適正に評価する。
  - (5) 内部監査を担当する内部監査室は、法令等の遵守状況を監査し、社長並びに必要に応じて取締役会または監査役会に報告する。
  - (6) 当社並びにグループ各社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、社外の弁護士、第三者機関等を直接の情報受領者とする内部通報制度を設置・運営する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、一定期間は閲覧可能な状態を維持する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) リスク管理体制を確立するため、「リスクマネジメント規程」を定めるとともに、各種のリスクの予防を行なうコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、リスク管理の推進状況の把握と必要施策の立案などを行い、定期的に取締役会、グループ経営会議に報告する。
  - (2) リスク発生の際の対策本部設置・情報管理等迅速に対応できる社内横断的な管理体制の整備を行い、二次損害の拡大、再発の防止を図る。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役会は、月1回の定例開催の他必要に応じて適宜臨時に開催するものとし遅滞なく重要案件を審議する体制を確保する。また事前にグループ経営会議において議論を行い、この議論を経て取締役会による執行決定を行う。
  - (2) 取締役会の決定に基づく職務執行については、「業務分担規程」及び「職務権限規程」等に基づき、役割分担や指揮命令関係等を通じて職務の効率的な遂行を図る。
5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) グループ経営理念をグループ会社全てに適用する。グループ各社はこれを基礎として諸規程を定めるものとする。重要事項については、直接出資会社との間で締結する経営管理契約に基づき、重要事項について当社の承認または当社への報告を求めることで当社が適切に経営管理を行う。
  - (2) 「グループ会社管理規程」に基づき、グループ各社の管理並びに必要に応じてモニタリングを行なう。
  - (3) 当社の取締役は、グループ各社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役から求めがある場合、当社使用人から監査役補助者を任命する。監査役補助者の人事考課は監査役会が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賞金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定し、取締役からの独立性を確保する。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (1) 取締役及び使用人は、監査役の求めにより、当社並びにグループの業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。  
内部監査室の行った内部監査結果や「内部通報規程」に基づく通報状況について、監査役に報告する。
  - (2) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
8. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 監査役が当社並びにグループの業務及び財産の状況の調査その他の監査職務を遂行するにあたり、内部監査室から内部監査等の結果の報告を受けるとともに、必要に応じ内部監査室に対して調査を求めることができる。監査役は内部監査室との緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するための体制を確保する。
  - (2) 代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、会社の対処すべき課題などにつき意見交換を行い顧問弁護士等との連携を図れるよう協力する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力及び団体に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と積極的に連携を図り、毅然とした姿勢で組織的に対応することを基本方針としております。

反社会的勢力及び団体とは断固として対決するものとし、従業員に周知させるとともに、コンプライアンス部を担当部署として情報収集にも努めてまいります。

## V その他

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、コーポレート・ガバナンスを高い水準に保つことが、株主・取引先等から信頼され、ひいては企業価値の向上に資するものであると認識しております。そのような観点から、当社ではコーポレート・ガバナンスの更なる充実に向け、内部統制システムの強化に取り組み、適時適切な情報開示に努めることにより経営の透明性を一層高めてまいる所存であります。

なお、当社の会社情報の適時開示体制については、次のとおりです。

## 【適時開示体制の整備及び運用状況】

## 1. 適時開示体制の整備に向けた取り組み

当社は、会社情報の適時開示体制の充実をコーポレート・ガバナンスの一環として位置づけており、投資者の投資判断に重要であると認められるものに対しては、迅速かつ適正に開示します。また、適正に開示された会社情報は、当社ホームページにおいて、その内容を開示します。

情報の取り扱いについては、「情報取扱規程」によりルール化し、重要事実が発生した場合の問い合わせ窓口（適時開示担当部署）を一元化し、各部門の役割と責任を明確化します。収集した情報は、随時、情報取扱責任者に集め、公表すべき情報は、証券取引所の定める会社情報適時開示規則に基づいて、適時に公表いたします。

## 2. 適時開示担当部署

経営企画部

## 3. 適時開示に係る社内手続き

(1) 当社グループの重要な会社情報は、グループ経営会議（議長：代表取締役社長）に議案として報告され、内容及び適時開示の必要性の有無等を審議します。報告された重要な会社情報のうち、取締役会の決定を必要とされる事項については取締役会に上程するものとします。

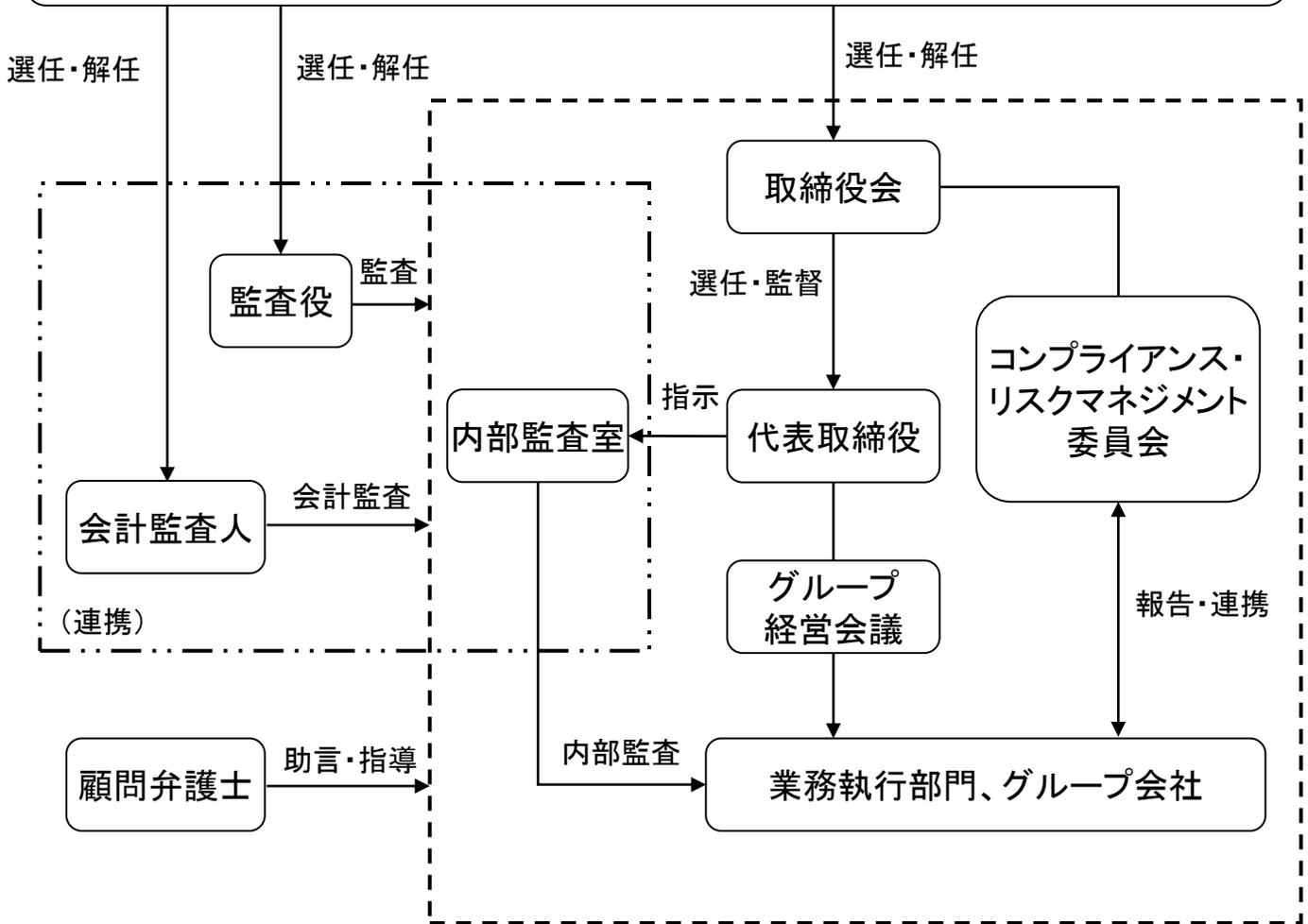
(2) 経営企画部は、決定事実のほか発生事実の把握に努めると共に、適時開示すべき情報への適合の有無を関係者と協議するものとします。

(3) 適時開示すべき情報に該当する会社情報は、金融商品取引法、同法の政府令及び会社情報適時開示規則等に従い、情報取扱責任者の指示に基づき経営企画部より適切な時期に公表いたします。

(4) 各四半期及び通期決算短信の決算情報については、経営企画部が社内関係部門との協力体制のもと、発表の早期化に努めてまいります。

コーポレート・ガバナンス体制についての模式図

# 株主総会



## 適時開示体制の概要(模式図)

